

## 【1997年8月8日】厚生省案に対する健保連会長見解

健康保険組合連合会

### 厚生省案に対する健保連会長見解

今回、厚生省が与党医療保険改革協議会に提出された「二十一世紀の医療保険制度（厚生省案）」は、二十一世紀においても国民皆保険制度を堅持するため、医療保険及び医療提供体制について抜本的な改革を実現する意欲をもって作成され、広く国民の議論に供するものとして、与党への提出にあわせて公表された姿勢には評価を惜しまないものである。しかしながら、その内容を検討すると、緊急の課題である国民医療費の抑制対策について、いま一步の踏み込みが求められるものであり、この程度のもので来年度以降、大幅な国庫負担削減という政治的要請に応え、かつ、国民負担の増加を適正な範囲にとどめていくことは極めて困難と判断せざるを得ないものである。

一方、国民医療費の抑制、国庫負担の大幅削減に向けて、十分自信ある対策が提示できない結末を、医療保険制度の体系の根本的な見直しによる保険制度間、保険者間の財政調整の実施案につなげ、被用者保険、特に健保組合や共済組合の負担強化によって問題の解決を図ろうとする考え方が示されたことは、まことに遺憾であり、われわれはこれに強く反対するものである。

個別の問題について若干付言すると別記のとおりであるが、今回の厚生省案はいかにタタキ台といわれるものであるにせよ、国庫負担の大幅削減という目標実現のために、旧態依然たる財政調整の手法を登場させてきたことに対し、われわれは強い危機感を抱くものである。

このような案が実現の方向に動いていくなれば、これは「構造改革」ならぬ構造破壊、制度破壊をもたらすものと言わざるを得ない。

今後、与党医療保険改革協議会におかれては、何とぞ政治の高い見識をもって厚生省案を正され、真の構造改革に値する、われわれも心から協力できる立派な成案をまとめられるよう強く要請するものである。

#### 一、診療報酬体系及び薬価基準制度等

薬価基準制度の改革については、原則的にこれを支持し得るとしても、診療報酬制度については、国立病院等において疾患別定額払の試行調査をはじめようとする矢先に、一部をのぞいては原則的に出来高払いを温存する方針がとられ、急性慢性を問わず定額払に移行させる積極性に欠けている。老人医療費定率患者負担については、来年度予算においてこれを直ちに採用すべき必要性が強調されていないこと、高額療養

費支給基準の改正がおりこまれていないこと、さらに医療提供体制の改革については、診療報酬制度等の改革とどう関連させているのか、保険医定年制の欠落を含め不明確な点が多いなど、少なからぬ問題が残されている。

## 二、医療保険の制度体系及び高齢者医療制度

(一) 医療保険の制度体系については、第一案として示された制度の一本化による地域医療保険制度案は、国際的にも医療保険制度の発展の過程において証明されている組合運営方式の長所を抹殺するものであり、ヨーロッパにおける先例も全く考慮されていない手法というべきである。

この案は、国保問題の解決を被用者保険との財政調整にもちこみ、これにより国庫負担の大幅削減を図ろうとする意図に基づくものと判断せざるを得ないものである。

特に、医療提供体制の抜本改革の展望は明らかでないまま、費用負担の仕組みは自主性効率性に欠ける地域保険に集約することは、民間活力の増大を図ろうとする今日の社会経済のすう勢に逆行する改革案というほかはない。

さらに、被用者保険と国保の二本建て案においては、各保険者間の財政調整によって、政管健保の国庫補助を廃止するとしているが、もともと運営体質の異なる保険者間の財政調整自体、自立自助を本旨とする組合制度を損壊させかねない施策であるほか、政管健保の現行九千億円に及ぶ国庫補助金を健保組合や共済組合の負担に転嫁しようとするものであり、これは暴論のそしりを免れ得ないものである。

(二) 高齢者医療制度については、別建ての制度化の方向や、高齢者保険料の取扱い、若年の費用負担を稼得階層とする手法は理解できるものとしても、依然として医療保険制度からの拠出金を基本とする仕組みには疑問を抱かざるを得ないものである。この制度については、別に退職者健康保険制度の創設の有力な意見があるにもかかわらず、これが顧慮されない理由が示されてないことも、各種各案を広く国民の議論に供しようとする建前からみて理解できない点である。これに加えて、国保制度の改革案の中で、高齢者医療制度が別建てになることを前提とするならば、巨額の国庫負担を行なう根拠が希薄になると思われるが、国庫負担を継続しながら被用者保険制度と国保制度の間で加入者（高齢者を除く）の年齢構成の差による医療費格差に着目した調整を行なう考え方については、なぜ国庫負担の財源である租税の負担に加え、このような負担を被用者保険側に押しつけられるか理解に苦しむところである。それならば、速やかにサラリーマンと自営業者等の間の税負担の不公平を解決すべきである。

(三) 今回の改革案では国庫負担や患者負担の問題には触れられているが、老人医療費負担を中心に、保険料負担のあり方について将来展望が欠けていることを指摘しておきたい。

平成九年 八月 八日  
健康保険組合連合会  
会長 有吉 新吾